

那覇検疫所ガイド

○検疫業務

海外から日本に入国する邦人・外国人が年々増加する今日、日本に常在しない感染症（エボラウイルス病等）が海外から船舶や航空機を介して持ち込まれ、国民の生命や健康に重大な影響を及ぼす危険性が高くなっています。

検疫所は、感染症により国民生活が脅かされる事態を未然に防ぐため、検疫法に基づいて全国の港や空港で、船舶や航空機から送信される書類の審査や入国情者及び帰国情者の健康状態の確認を行っています。

○予防接種業務及び海外感染症情報の提供

検疫所では、海外へ渡航する方が感染症に罹患しないよう予防接種（那覇検疫所は黄熱予防接種のみ）を実施し、また、海外渡航に関する健康相談を受け付けているほか、海外渡航者のための海外感染症情報をホームページ等で提供しています。

○港湾衛生業務

海外からは、船舶や航空機を介して、感染症を持った動物や虫が侵入するおそれもあります。

検疫所では、動物由来感染症の国内への侵入及び蔓延防止のため、検疫法に基づいて港や空港周辺に生息するねずみ、蚊及びダニ等の調査や検査を行い、港や空港の衛生環境を良好に保持することを目的とした港湾衛生業務を実施しています。

○動物の輸入届出制度

海外には、日本に流行していない感染症があり、なかには動物が媒介する感染症（動物由来感染症）もあります。輸入された動物を介して、動物由来感染症が日本に侵入しないようにするための制度の一つに動物の輸入届出制度があり、検疫所では「げっ歯目、うさぎ目、その他の陸生ほ乳類」、「鳥類」及び「げっ歯目、うさぎ目の動物の死体」を対象に輸入届出審査業務を行っています。

○輸入食品監視業務

我が国は、国民が必要とするカロリーの約6割を海外からの輸入食品に依存しています。輸入食品なくして国民の食生活は成り立たないものになっていることから、厚生労働省は、国民の「食の安全」のため、輸入食品の安全性の確保に取り組んでいます。海外から輸入される食品等は、輸入の都度、厚生労働大臣宛てに届出るよう輸入者に義務づけられ、その届出書は、検疫所へ提出することとなっています。

検疫所では、届出のあった食品等が食品衛生法に基づく適法なものであるか、食品衛生監視員が審査及び検査を行っています。

【職員採用状況】

- | | | |
|-------|-----------|------|
| 令和4年度 | 一般職（大卒程度） | 4名 |
| 令和5年度 | 一般職（大卒程度） | 3名 |
| 令和6年度 | 一般職（大卒程度） | 2名予定 |

<連絡先>

〒900-0001 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎2階
那覇検疫所 総務課 電話 (098) 868-8037 FAX (098) 861-4372
那覇検疫所ホームページ <https://www.forth.go.jp/keneki/naha/>